

# 各務原市下水道排水設備指定工事店等の違反行為に係る処分要綱

(令和2年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市下水道排水設備指定工事店規程（令和2年企業管理規程第3号。以下「規程」という。）第11条第2項各号のいずれか又は規程第16条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）に係る処分の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 市長は、規程に規定する下水道指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び責任技術者が違反行為に該当する行為を行ったと認められるときは、その事実関係を調査するものとする。

2 市長は、前項の調査において違反行為の事実を認めたときは、当該指定工事店及び責任技術者（以下「違反者」という。）に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要があると認めるときは、てん末書等の提出を求めることができる。

(文書による注意)

第3条 市長は、違反行為の内容を検討し、規程第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止及び規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分（以下「指定の取消処分等」という。）は要しないが違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第4条 市長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消処分等が必要と認めるときは、当該違反者に対し、各務原市行政手続条例（平成9年条例第1号）の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続を行うものとする。

(1) 指定又は登録の取消し 聴聞

(2) 指定又は登録の一時停止 弁明の機会の付与

(委員会を開催及び審査)

第5条 指定の取消処分等を行う場合にあっては、各務原市下水道指定工事店等審査委員会設置要綱（平成25年3月29日決裁）の規定による各務原市下水道指定工事店等審査委員会を開催し、指定の取消処分等の内容を審査するものとする。

2 違反行為に係る指定の取消処分等は、別表に定める処分基準によるものとし、情状に応じ、当該違反行為に応じた処分内容によるものとする。

3 指定の取消処分等の期間満了後3年を経過するまでの間に新たな違反行為があった場合、極めて悪質な事由があると認められるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表に定める期間を超えて効力停止期間を定め、又は取消しをすることができる。

4 市長は、新たな事実により指定工事店又は責任技術者が、当該事案について責を負わないことが明らかになった場合は、当該事案に係る指定の取消処分等を変更することができる。

(処分の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による審査を経て、指定の取消処分等を決定するものとする。

(処分の通知)

第7条 市長は、規程第11条第2項の規定による指定の取消し又は一時停止の処分を決定したときは指定工事店指定取消・停止決定通知書(様式第1号)により、規程第16条の規定による登録の取消し又は一時停止の処分を決定したときは責任技術者登録取消・停止決定通知書(様式第2号)により、当該指定工事店及び責任技術者に対し通知をするものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、違反行為に係る事務処理に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

指定番号 第 号  
氏名又は名称  
代表者氏名

各務原市長 印

指定工事店指定取消・停止決定通知書

各務原市下水道排水設備指定工事店規程第11条第2項の規定により、下水道指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の停止をしますので通知します。

該当	処分の内容	適用
<input type="checkbox"/>	指定の取消し	年 月 日
<input type="checkbox"/>	指定の停止	年 月 日 から 年 月 日まで
理由		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第7条関係）

第 号

年 月 日

所属指定店 第 号

責任技術者氏名

各務原市長

印

責任技術者登録取消・停止決定通知書

各務原市下水道排水設備指定工事店規程第16条の規定により、下水道責任技術者の登録の取消し又は登録の効力の停止をしますので通知します。

該当	処分の内容	適用
<input type="checkbox"/>	登録の取消し	年 月 日
<input type="checkbox"/>	登録の停止	年 月 日 から 年 月 日まで
理由		

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。